

01Eコード改正案の概要及びこれに対するコメントのポイント

01E（国際獣疫事務局）から提示された01Eコードの一部改正提案に対し、2月12日に01Eに提出した我が国の主なコメントは次のとおり。

1. コンパートメントの一般ガイドライン

(1) 改正案

コンパートメントは、共通のバイオセキュリティ措置(衛生管理)が行われ、特定の疾病に対する衛生状態が明確に区分されている施設を指定し、輸出を可能とする手法をいう。今回、これを具体的に適用するための一般ガイドライン案が示された。

(2) 我が国のコメント

施設の衛生状態が厳格に維持されるよう輸出国の獣医当局による認定、監督の方法をより具体的に規定するべき。

2. 封じ込め地区

(1) 改正案

「封じ込め地区」は、口蹄疫が限定的に発生した国において、発生した周辺地域における疾病の拡大防止措置を行うことにより、それ以外の地域の清浄性を認めようとする考え方。

①口蹄疫に係る「封じ込め地区」の設定要件の見直し

これまで殺処分が必須とされていたが、殺処分以外の措置を認める等の要件の見直しが提案された。

②「封じ込め地区」の一般規定への適用

「封じ込め地区」を今後、口蹄疫以外にも適用することができるよう一般規定とすることが提案された。

(2) 我が国のコメント

①設定要件の見直し

「封じ込め地区」の設定要件は厳格である必要があることから、殺処分以外の措置を認めることには反対する。

②一般規定への適用

「封じ込め地区」を口蹄疫以外の他の疾病に適用することについては、疾病毎に引き続き検討する必要があることを指摘した。

3. BSE（骨由来の食用ゼラチンの貿易要件の見直し）

(1) 改正案

骨に由来する食用のゼラチンについては、BSEステータスにおける「不明のリスクの国」においても脊柱の利用を可能とすることが提案された。

(2) 我が国のコメント

厚生労働省とも協議の上、要件緩和については、科学的根拠が示されることが必要であることを指摘した。

